

令和2年(2020年)4月20日

各介護予防デイサービス事業所 管理者 様
各元気はつらつデイサービス事業所 管理者 様
各介護予防訪問事業所 管理者 様
各お助け訪問事業所 管理者 様

真庭市健康福祉部長

社会福祉施設等における緊急事態宣言を受けた感染拡大防止の取組の徹底について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が全国に発令されました。

これを受け、知事が別添のとおり外出自粛要請等の措置を行いました。

福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められますので、下記の点に留意の上、感染防止対策を徹底いただくようお願いします。

記

1 感染防止対策の再徹底について

「3つの密（密閉・密集・密接）」をできる限り避ける、施設の衛生管理や立ち入り制限などを再徹底するようお願いします。

特に、施設職員が感染源とならないよう、次の点について徹底してください。

(1) マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による衛生管理を徹底すること。

(2) 職員に対し、出勤前に体温を計測させ、発熱等の症状が認められる場合は絶対に出勤させないこと。

(3) 職員に対し、別添の「岡山県緊急事態措置の概要」を十分周知すること。

2 通所又は短期入所等サービスについて

全国的に感染者が急増していることから、利用者に対しても、岡山県緊急事態措置に基づく外出自粛要請に加え、県外からの来訪者との接触を徹底的に避けるなど感染防止対策の周知をお願いします。

【添付書類】

- ・令和2年4月17日付け、指第30号の岡山県保健福祉部長通知（写）
- ・「岡山県緊急事態措置の概要」
- ・知事メッセージ